

契約第二課で所管する約款の一部改正について

次の約款について、一部を改正しましたのでお知らせします。

- (1) 委託契約約款
- (2) 設計・測量等委託契約約款
- (3) 物品供給契約約款
- (4) 物品製造（印刷製本）請負契約約款
- (5) 修繕請負契約約款
- (6) 賃貸借契約約款（レンタル用）
- (7) 賃貸借契約約款（リース用）
- (8) 電力供給契約約款
- (9) 売払契約約款

1 改正の概要

令和2年4月からの改正民法の施行に伴い、受発注者のかし担保責任に関する規定が見直されたことや契約解除権の行使を制限することなど、影響を受けることとなった各規定について、下記の通り改正します。

(1) かし担保

- ① 「かし」について「契約不適合（種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの）」として、定義されることになりました。
- ② 契約不適合の際、履行の追完請求（修補請求、もしくは代替物の引渡し）・損害賠償請求・報酬の減額請求（履行の追完の催告をしてもされなかった場合において、行使可能）・契約解除ができるようにします。
- ③ 契約不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができる期間について、原則として不適合を知った時から1年とします。

(2) 契約解除

- ① 契約解除の要因が契約解除を行使したい受発注者の責めに帰すべき事由である場合や、契約解除の要因となる債務不履行がその契約や取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、契約解除権の行使を制限します。
- ② 契約解除にあたって履行の催告が必要なものと不要なものを分類し、規定します。

(3) 損害賠償

- ① 損害賠償の要因が、取引上の社会通念に照らしてその相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、損害賠償請求権の行使を制限します。
- ② 違約金や遅延損害金といった損害賠償請求規定を、発注者（委託者）の損害賠償と受注者（受託者）の損害賠償、それぞれ1つの条に整理します。

2 適用開始日

契約日が令和2年4月1日以降となるものについて適用します。

3 その他

改正後の各種契約約款については「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規程」からご覧ください。

また、それぞれの契約日により、適用する契約約款が異なりますので、契約書作成のためにダウンロードする際はご注意ください。

※ 適用する約款が誤っている契約書については綴じなおしをお願いすることとなりますので、ご注意願います。

担当：財政局契約第二課

電話： 物品、印刷、賃貸、修繕等 671-2248

委託、不用品買受、設計・測量等 671-2186